

会 議 録

年 月 日	令和元年11月18日(月)		
開会時刻	午後1時55分	閉会時刻	午後3時40分
開催場所	条里南庁舎 会議室		
出席委員	二階堂 衛、佐々木 雅子、今仲 和代、加賀谷 長吉		
出席者	教育長 伊藤 孝俊 教育総務部長 栗田 律子 教育指導部長 木村 司 教育総務部次長 木村 雅美 生涯学習課長代理 横井 朗 スポーツ振興課長 加藤 貞純 文化財保護課長 上法 満 図書館課長 佐藤 輝明 教育指導課長 岩野 玲子 学校教育課長 遠藤 美紀子 学校給食課長 田代 久和		
会議書記	教育総務課副主幹 宮本 敦 教育総務課主査 田中 弓子		

付議案件

- 議案第37号 令和元年度横手市一般会計補正予算(第3号)に関する意見の申出について
- 議案第38号 工事請負契約の変更に関する意見の申出について
- 議案第39号 横手市就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令について
- 議案第40号 横手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第41号 横手市雄物川福地コミュニティセンター設置条例に関する意見の申出について
- 議案第42号 使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例に関する意見の申出について

議決事項

- 議案第37号 令和元年度横手市一般会計補正予算(第3号)に関する意見の

- 申出について
- 議案第38号 工事請負契約の変更に関する意見の申出について
- 議案第39号 横手市就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令について
- 議案第40号 横手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第41号 横手市雄物川福地コミュニティセンター設置条例に関する意見の申出について
- 議案第42号 使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例に関する意見の申出について

《会議要旨》

- 教育総務課長 会議を開催する前に皆さまにご報告いたします。
先週金曜日に開催されました市議会臨時会において、今仲和代氏が議会の同意を得て教育委員に任命され、本日市長より辞令交付がございました。
任期は、令和元年11月17日から令和5年11月16日までです。
ここで今仲委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

(今仲委員あいさつ)

- 伊藤教育長 ありがとうございます。
今仲委員におかれましては、今後ともよろしく願いいたします。
それでは、ただ今より令和元年11月定例教育委員会を開催いたします。
会議録署名委員は、1番佐々木委員と2番二階堂委員にお願いいたします。参与はお集まりの部長、次長、課長、書記は教育総務課担当にお願いいたします。
それでは、3の教育長報告に入ります。
10月21日から11月17日までの主な参加行事等についてご報告申し上げます。
10月21日は、定例教育委員会がございました。
23日は、雄物川庁舎建設工事の安全祈願祭が行われました。同じく23日、校長会10月定例会がありました。
25日は、秋田県算数・数学教育研究(横手)大会が、横手北中学校、横手北小学校を会場に行われ、算数、数学の先生方が両校に集いまして、授業を公開しております。

26日は、奥羽横断駅伝競走大会、高校生の部の表彰式が本庁舎前で行われ、出席してきました。

29日は、横手わか杉カップ東日本中学バレーボール大会実行委員会が行われまして、今月末から来月にかけて行われる大会について話し合われております。

30日は、政策会議、定例記者会見が行われています。

31日は、雄物川小学校に今年最後の教育長訪問に行っています。同じ日ですが、愛媛県内子町教育委員会の教育委員の方々の視察を受け入れています。

11月1日は、政策会議。

2日は、職員採用試験第2期2次試験ということで、面接を行っております。

5日は、議会11月臨時会議案説明会。

7日は、埼玉県川島町教育委員会の教育視察。

8日は、委員の皆様にもご参加いただきました、言語活動の充実による学力向上推進事業公開研究会、大変大きな成果を収めながら、子供たちの頑張りを見て大変頼もしく感じた一日になりました。

12日は、県南地区教育長会議が行われ、新年度の人事異動に関する打合せを行っております。

13日は、滋賀県彦根市議会の教育視察を受けております。

14日は、職員採用試験最終合格者判定会議がございました。同じく14日、Y8サミット創快横手市議会が開催され、それぞれの代表の中学生の議員振りを十分に発揮してくれた市議会になり、これも大変頼もしく感じました。

15日は、市議会11月臨時会がありました。議員の後半2年間の新しい体制づくりという臨時議会になりました。合わせて、教育委員の選任も同意いただいたということになります。

以上であります。何かご質問がありましたらお願いします。

—なし—

伊藤教育長

ないようですので、4の議事に入ります。

それでは、日程第1 議案第37号 令和元年度横手市一般会計補正予算（第3号）に関する意見の申出についてを議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長

—資料に基づき説明—

教育総務担当

—資料に基づき説明—

伊藤教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

佐々木委員

今回の補正の特定財源が寄附金になっており、大変ありがたいことだと思います。今回は、ドローンと図書を購入する予定となっていますが、当初予算の一般財源で整えるものと、補正予算で整えるものの優先順位等はあるのでしょうか。

伊藤教育長

プログラミング教育に係るものですので、私から回答したいと思います。プログラミング教育については、今年一年をかけて、新年度からは具体的にどのようなことをしようかということを検討して参りました。その結果、プログラミング教育というのは簡単に言いますと、コンピュータ上で動作の指令をして実際に何かを動かしてみる、例えばロボット、ドローンを動かす、場合によっては図形を描かせるということを年間数時間対応するものです。これは、各教科でやる場合といろいろな活動の中でやる場合もあります。まだ、ここでこれをしなさいというところまでの指導はされていない部分がございます。市では、ドローンを中心として実際に飛ばしてみることができれば、小学生にとっては大変楽しい時間になるのではないかと考えておりました、どの学校も最低限これだけはやりましょうという計画を立てております。それに向かって、当初予算で300万円にあたる70機を要求することを考えた訳ですけれども、たまたま教育寄附としていただきましたので、4月を待たず、少しでも早く機器を導入し、教員への講習も兼ねてやることができれば、4月以降スムーズに進むのではないかと考え、今年度の予算を補正するものです。本来は、当初予算で計画したものを要求していくのが筋でありますので、基本的にはそうしています。ただ寄附等があった場合は、教育課題について精査し、できるだけ早く着手したいというものがあれば、それに活用することを第一にしていますし、喫緊のものがない場合は図書購入費に充てることにしています。これまで、各校でどれくらい寄附

による図書購入が進められてきたかについても、ある程度計算しておりますので、そういった資料を基にして学校に配分しています。今回のもう一件の寄附に関しては、横手北小というご指定がございましたので、横手北小に配分したという経緯でございます。

加賀谷委員　　スポーツ競技大会出場補助金について、うれしい補正という気がしておりますけれども、これは東北大会や全国大会へのいろいろな競技について、今後予想される分も加味された補正見込みと捉えていいのでしょうか。

スポーツ振興課長　例年スポーツ競技大会出場補助金につきましては、50件前後の補助金を交付しております。年度当初に予算計上しておりました補助金につきましては、既に予算が足りない状況で、現在交付を待ってもらっている申請者がいる状態です。3月末までに見込まれる大会を精査いたしまして、3月末までの出場に対して補正予算を要求したところで

加賀谷委員　　また足りなくなるというようなことはないのでしょうか。

スポーツ振興課長　このあと特別大規模な団体競技の大会に出場が決定しない限り、対応できるものと考えております。

二階堂委員　　増田中学校体育館の改修工事に伴っての増田体育館の電気料と上下水道料の補正ですが、中学校の体育の授業及び部活動のために不足したということですが、予想していない何か特別な事情はあったのでしょうか。

スポーツ振興課長　当初予算では積算しましたが、冬に向かって暖房費等を精査しましたところ、不足する見込みという計算から、今回の要求となったものです。

二階堂委員　　特別な事情ではなく、誤差の範囲ということであれば了解しました。

伊藤教育長　　他にはございませんか。

—なし—

伊藤教育長 ないようですので、日程第1 議案第37号 令和元年度横手市一般会計補正予算（第3号）に関する意見の申出についてをご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長 ご異議ないようですので、日程第1 議案第37号を承認とさせていただきます。

次に、日程第2 議案第38号 工事請負契約の変更に関する意見の申出についてを議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長 —資料に基づき説明—

伊藤教育長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

二階堂委員 いずれも消費税の増額ということのようですけれども、これは想定されていた増額ということによろしいでしょうか。

教育総務課長 当初より想定されておりましたが、10月1日の施行をもって変更契約ということで、市統一の契約更新となっております。

伊藤教育長 他にはございませんか。

—なし—

伊藤教育長 ないようですので、日程第2 議案第38号 工事請負契約の変更に関する意見の申出についてをご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長 ご異議ないようですので、日程第2 議案第38号を承認

とさせていただきます。

次に、日程第3 議案第39号 横手市就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課長

—資料に基づき説明—

伊藤教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

佐々木委員

適切な実施がされていなかったために改正することになったと思いますが、結局、今まで納めなかった申請者がかなり多かったのでしょうか。

学校教育課長

それ程大勢いる訳ではありませんが、その方の口座に振り込まれているにも関わらず、なかなか修学旅行の積立として学校に納めてくれない、学校で集金できないという場合がございます。そういう場合に、子どもを修学旅行に行かせない訳にはいきませんので、子どもが安心して行けるようにということで、教育委員会が指定する口座に振り込むということにするものです。

佐々木委員

そうすれば、直接業者に支払わずに、申請者が合意すれば、申請者の口座に振り込むのではなくて、教育委員会が指定する口座に振り込むということですか。

学校教育課長

こちらの想定としては学校長の口座に振り込み、学校から業者に支払っていただくという形を考えております。場合によって、今後は状況が変わるかもしれませんが、とりあえずは学校長の口座に振り込むこととしています。

佐々木委員

というと、該当者の皆さんがそういう取扱いを受ける訳ではなく、お互いに話をして別の用途に使う保護者がいたらということですか。

学校教育課長

あくまでも、簡単に学校長の口座に振り込むということではなく、基本として学校から保護者に何とか納めてくださいというように毎回お話があると思います。その中で、納めて

もらえないとなった場合に、特例として、その分を保護者ではなく、学校長の口座に振り込み、そして修学旅行費用として業者に支払ってもらうことを考えております。

佐々木委員 動くお金は同じですね。一度保護者のところに入ってしまうえば、別の用途に使われる恐れがあるということですね。分かりました。

伊藤教育長 他にはございませんか。

—なし—

伊藤教育長 ないようですので、日程第3 議案第39号 横手市就学援助費交付要綱の一部を改正する訓令についてをご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長 ご異議ないようですので、日程第3 議案第39号を承認とさせていただきます。

次に、日程第4 議案第40号 横手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。

図書館課長 —資料に基づき説明—

伊藤教育長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

—なし—

伊藤教育長 ないようですので、日程第4 議案第40号 横手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてをご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長 ご異議ないようですので、日程第4 議案第40号を承認

とさせていただきます。

次に、日程第5 議案第41号 横手市雄物川福地コミュニティセンター設置条例に関する意見の申出についてを議題とします。説明をお願いします。

生涯学習課長代理

—資料に基づき説明—

伊藤教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

—なし—

伊藤教育長

ないようですので、日程第5 議案第41号 横手市雄物川福地コミュニティセンター設置条例に関する意見の申出についてをご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長

ご異議ないようですので、日程第5 議案第41号を承認とさせていただきます。

次に、日程第6 議案第42号 使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例に関する意見の申出についてを議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長

—資料に基づき説明—

文化財保護課長

—資料に基づき説明—

生涯学習課長代理

—資料に基づき説明—

伊藤教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

今仲委員

使用料の免除について、学校と親の会・PTAの違いや、親と子どもが一緒にいる場合はどうなるのでしょうか。

生涯学習課長代理 学校の活動については、これまで通り100%免除になり、親の会やPTAで借りる場合は50%免除になります。例えば、スポ少の活動で親子が一緒に試合の映像を見ながら対策を練るようなときは、スポ少活動の一環となり100%免除となります。ただ、親だけで集まって会合する場合は、50%免除となります。また、懇親会を行う場合は、免除なしとなります。

佐々木委員 貯蓄納税組合など団体の支部が借りるとなった場合はどうなりますか。

生涯学習課長代理 会議であれば免除となります。本部、支部に関わらず、会議は使用料免除で、懇親会は使用料をいただくこととなります。

二階堂委員 見直し案に書かれてある団体は、減免、免除のためであって、使用できるできないというものではないという理解でいいですか。

生涯学習課長代理 そのとおりです。これまで、生涯学習施設利用登録団体制度を設けておりましたが、内容を見直し、この案に移行していきたいということです。これに該当しなくても施設利用は可能です。

伊藤教育長 他にはございませんか。

—なし—

伊藤教育長 ないようですので、日程第6 議案第42号 使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例に関する意見の申出についてをご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

伊藤教育長 ご異議ないようですので、日程第6 議案第42号を承認とさせていただきます。

《議事終了》

—各課長から事業報告等あり—

伊藤教育長 これをもちまして令和元年11月の定例教育委員会を終
了します。